

表2-14 郵便基本料金

年次	封書	葉書
明治六年	二銭	一銭
明治一六年	二銭	一銭
明治三二年	三銭	一銭五厘
明治四四年	六銭	一銭五厘

和二年郵便物と同様に扶桑局の管轄にはいった、電話は、本町の南部地域は布袋局に、北部地域は扶桑局への加入が主体で、河北地域では羽黒局に加入し、同一町内において属する局が異なり不便をかこっていた。

一、郵便

明治四年、新式郵便制度により郵便業務を取扱う郵便役所が設けられ、愛知県下でも同七年には四九か所に設置された。本町域でも大口郵便受取所という名称で設置され、郵便業務の取扱いがはじまった。当初、この郵便受取所は現在の無集配特定局なみに、郵便物の引受、切手販売、為替、貯金業務などを行うにすぎなかった。

その後、当郵便局は明治末期から大正初期にかけての郵便制度の拡張にともない、歳出入取扱い業務をはじめ、簡易保険業務、国庫金取扱い業務などを主に金融業務が加わって機能が充実し、本町域の郵便業務の唯一の取扱い機関として重要な役割を果たした。

二、電信

明治五年、電信取扱規則、および電信条例が制定され、各地に電信局が設置され、電信業務が開始された。明治一八年に通信省の創設とともに電信・郵便業務が同省の管轄となり、電信が郵便局で取扱われるようになった。

三、電話

明治三二年三月電話事業を官憲で行うことが決定され、同年四月に電話交換規則が制定されて電話交換業務が始まった。その後業務は全国各地に拡張されて、明治三六年までには全国の主要都市で行われるようになった。愛知県では明治三二年一〇月に名古屋電話交換局が創設されて交換業務が始まった。

第五項 教育

この項は、大口村誌の記事を主体としたため、使用漢字は当時のまま掲載する。

寺子屋 江戸時代末期から明治初年にかけて、開設されていた寺子屋は『大口村誌』によると十九塾を数え、つぎの表のようである。

塾主	位	置	備考	塾主	位	置	備考
佐竹淺右工門	秋田	宗雲	農を主とせしが身体不自由なりしと	水野丹左工門	河	北	佳一と號す樂田方面にも門下生あり
鈴木甚三郎	秋田	長櫻	庄屋をつとむ	宮井惟一	下	小	
社本新兵衛	豊田	東御供所		宮地高次	下	小	
會隣	豊田	矢崎野	桂林寺住職	仙田清六	河	北	
江口早右工門	豊田	御供所		舟橋渡	外	坪	文久年間より始め明治五年まで繼續
丹羽三九郎	大屋敷	新田		伊藤甚右工門	余	野	
前田繁右工門	大屋敷	大御堂		倉地忠之	余	野	
大塚重兵衛	上	小	天保の頃より約二十年余學制頒布以後に廢せられ、甚頃より寺澤丸平方に私塾開かれ學校に入らざる者を教へたり	吉田平三郎	余	野	
山田兵馬	上	小		眞言宗の僧	竹	野	維新後間もなくやまる
倉知土佐守	中	小		伊藤松兵衛	余	野	

入塾

入塾を「手習いにあがる」といい、子弟が七、八才になると二月の初午の日に、父兄に伴われて寺子屋に赤飯を持参してあいさつをし、翌日から他の子弟達とともに通った。入塾すると母の里から祝いとして、短冊形の机と文庫とを貰ったものである。

授業のようす 教科目は塾によって多少の相違はあったが、「読み」「書き」「珠算」の三科目が普通であり、主に「手習い(習字)」が中心教科であつて、「いろは」「苗字づくし」「村づくし」「国づくし」「千字文」「消息文往来」「百姓往来」「商売往来」や、師匠の書いた手本によつて反復練習させた。読書は「経書」の類を授け、これまた反復誦読が課せられた。珠算も一通りは授けた。また、授業は出席した者から行い、午後は遠方の者から帰宅させるといふのが普通であつた。休日は五節句と盆・正月のほかにはなく、師匠にさしつかえあるときは、高弟が代理した。

卒業及修業 修業年限がないため、卒業という規則的な事もなく、父兄や子弟の自由で入退した。なかには二年三年と通つて教えを受ける者もあつた。

師匠への謝礼、入塾の時に親が赤飯菓子を持つて行き、菓子は友達に分配した。毎年盆と正月には御礼として、金一朱(六錢二厘五毛)から二朱位を紙に包み水引をかけて持つて行くのが普通であつた。が、多くの者はこのほかに五節句に赤飯、餅等に一朱位をつけてお礼をした。その他「お初穂」といつて野菜類を時折師匠の許に贈つた。

師匠の方では紙筆等を「おうつり」として生徒に与えた。

明治五年、学制が公布され義校が誕生したが、そのほとんどが寺子屋を前身としていたことは意義深い。

明治前期の
学校教育

明治五年八月政府は、「むらに不学のいえなく、いえに不学の人なからしめん」ことを期して「学制」を公布した。学制では全国を八つの大学区に分けた。愛知県は第二大学区に属し、明治六年五月太政官の布告により、第一から十中学区に分けられ、当時の丹羽郡は第三中学区に組み込まれ、六十八の小学校を設立することとなった。当時これらの学校は義校とよばれ、競って高尚な名を付けた。

本町域に設置されたものは、つぎの五校である。

校名	位 置	設立年	通 学 学 区	域
肝銘學校	大屋敷(長松寺)	明治八年	外坪・大屋敷	
集義學校	豊 田(御供所)	明治五年	豊田・秋田ノ一部(傳右エ門新田以外)	
顯誠學校	下 野(覺王寺)	明治五年	河北・下野	
博文舎	小 口(妙徳寺)	明治五年	小 口	
余野學校	余 野(徳林寺)	明治五年	余 野	

明治六年一二月、愛知県にはじめて小学校規則を制定して、小学校を上等・下等に分けて修業年限をそれぞれ四か年とし、各等を八級に分けて半年毎に進級させることとした。児童は六才より十四才までの者を届出させて、入学を奨励した。下等小学の教育内容は

綴字、習字、単語、会話、読本、修身、手紙文、文法、算術、養生法、地学大意、体術、唱歌の十三科目であった。そして上等小学では、史学大意、幾何学罫図大意、化学大意が加わり、土地の事情によつては、外国語、記簿法、画学、天球学なども教授した。

当時の教員の月給は二円、一校の経費は一月三円くらいだった。また生徒の授業料は上等は六銭二厘五毛、下等は一銭と区別されていたが、下等小学四年のみ修業という生徒がほとんどで、上等小学へ進む者はごくまれであった。この学制は秩序整然規模広大であったが、欧米直輸入のものであるため、わが国情に適せず、しかも政府が実施をあ

算術科	科 方 讀					科 身 修				
	筆算題叢	同	小學讀本	連語圖	濁音、次清音圖	伊呂波圖	五十音區	尾三善行録 口授參考書	修身 兒訓	大論行義抄 第六級口授用書
	一・二・三、三冊	三冊	一・二・三、三冊	十枚	一枚	一枚	三冊	五冊	一冊	卷冊記号
	明治八年十二月	明治七年五月	明治十年三月	明治七年八月改正	明治七年八月改正	明治七年八月改正	明治十四年十二月	明治十一年十一月	明治十三年八月	出版年月日
	田澤昌永編	文部省	田中義廉編輯	文部省	文部省	文部省	真田彦太修	龜谷行編輯	鈴木重義編	著作者氏名
	田澤昌永	愛知師範學校	田中古登	鈴木吉兵衛	鈴木吉兵衛	鈴木吉兵衛	栗田東平	編者		出版者氏名
	静岡西草深町		東京麻布新繼町	名古屋京町	名古屋京町	名古屋京町	名古屋鐵砲町			

初等科(中等科・高等科畧)

校名	位	置	設立年	通學區域
秋田學校	秋田	長櫻金比羅堂	明治十年	秋田
豊田學校	豊田	八劔社隣地	明治九年	豊田
大屋敷學校	大屋敷	長松寺・一時才天神へ移ル	明治十年	大屋敷
外坪學校	外坪	本郷	明治十年	外坪
小口學校	中小口	近藤庄之助宅	明治十五年	小口
余野學校	余野	中央部	明治十年	余野
河北學校	河北	妙智庵	明治十年	河北

せつたため、かえつて庶民の反感をかう結果となり、就学率は減少、あるいは停滞の傾向を示した。

明治九年五月に至り、県は管内小学校の名称が区々にわたるのを改め、地名に象つて付けることにした。当時本町内の小学校は上の表のとおりである。

文部省は明治一二年に新しく「教育令」を公布したが、翌一三年には「改正教育令」を公布した。愛知県では明治一五年六月に「愛

治一五年六月に「愛知県小学校教則」を定め、教科と各教科の教授要旨を示した。また、「小学教科用図書表」を定めて、教科別に使用する教科書を指示した。

明治中・明治一九年に「小学校令」が公布され、富国強兵を目指した国民教育を進める学校制度が発足した。この後期のれにより小学校は尋常・高等科各四年とし、六才より十四才に至る八か年を就学義務の学齢と定め、学校教育尋常科への就学を義務とした。ただし地方の状況によっては、尋常科の代りに小学校簡易科（三年）の設置を認めた。栗栖・池野野・小折等に簡易科のあったのはこの時である。

愛知県では、この小学校令にもとづき、明治二〇年三月「小学校設置区域及位置」を改定した。その結果統廃令により約二分の一の校数に減少した。

当時本村内にあった尋常小学校は次の通りである。但し当時余野の児童は柏森尋常小学校に通学していた。

学 校 名	位 置	通 学 区 域
小口尋常小学校	中小口(小口神社境内)	小口
富成尋常小学校	二ツ屋	河北、外坪
太田尋常小学校	亀田(八劔社隣地)	秋田、豊田、大屋敷

高等小学校は明治一八年に創立された。丹羽、葉栗郡公立涵養学校が小折村にあったので、そこへ通学していた。

当時の教科目、教授時間数は現在とあまり大差はないが、教育の方針

の方針も一定してきた。

このように小学教育もしだいに進展し、師範学校も鋭意教員の養成を期して、小学校教育改善に努力した。またまた同二七年日清戦争が起こり、その結果、教育の必要を痛感して就学児も増加した。

明治三十三年には小学校令に改革が加えられ、義務年限の三年または四年というのをすべて四年と限定し、教科を改

は儒教精神を中心に、あるいはキリスト教を中心にすべしと主張するなど渾沌としていた。方法においても旧態依然とした伝統的な方法をとる者もあれば、欧米の方式をとる者もあり、混迷の状態であった。

同二二年には、明治天皇の写真（御真影）が全国の学校に配布され、同二三年には教育勅語の発布、つづいて翌年には全国の学校に教育勅語の写しが配布され、教育勅語中心の教育が行われるようになった。この御真影、勅語の下賜によって、祝日、大祭日には両陛下の御真影に対して最敬礼を行い、陛下の方才を奉祝する儀式を行うように定められた。

教育勅語発布により、国家主義教育が推進されることになった。

小学校は児童の心身の発達に留意して、道徳教育および国民教育の基礎ならびに、将来の生活に欠くことのできない、普通の知識、技能を授けるのが目的とされていたが、特に道徳教育は皇室中心で、君に忠、父母に孝、長上を敬うといった内容を教育のねらいとしており、学校教育

め漢字を制限し、字音仮名づかいを改めて文字の修得を容易にした。また授業料を徴収しないのを本体とした。教科書も同三六年から文部省で著作することになり内容の統一改善、価格の低廉化等により父兄の負担も軽くなつて就学に好影響をおよぼした。

同三八年日露戦争に大勝し、国民教育の重要性が一段と高まるにつれ、同四一年三月、義務教育年限が六か年に延長された。これにともなつて本町の小学校もつぎのように改められた。

旧校名	新校名	位置	通学区域
太田尋常高等小学校	大口第一尋常高等小学校	豊田字善嶽	秋田、豊田、大屋敷
小口尋常小学校	大口第二尋常高等小学校	小口字城屋敷	小口、余野、河北、外坪
富成尋常小学校			

なお、太田尋常小学校は明治三二年設立されたものの、校舎は依然として三か所に分れていた。明治二四年濃尾大震災により、秋田、豊田、大屋敷の二校舎は倒壊したので、豊田の旧敷地に校舎を新築して、完全に三大字の児童は一か所で学ぶこととなった。明治三五年高等科を併置して、太田尋常高等小学校と改称し、小折へ通学していた高等科児童は本校で学ぶようになった。

明治四〇年の改正で、尋常小学校の教科目は、修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操、裁縫を必須とし、手工を加設

科目とした。高等小学校では加設科目を手工、農業、商業、英語とした。同時に尋常小学校では、低・中・高の学年に応じた週時間数を設定した。

教科書は明治一六年以後認定制度をとってきたが、明治一九年から検定制となつた。明治三三年にこの検定制の大改定があり、仮名の字体、仮名づかい、漢字使用の範囲なども定められた。明治三六年から国定教科書制度が規定された。愛知県では、三七、三八年以後、修身、国語、歴史、地理、算術、図画の国定教科書を用いた。明治四三年に第二次の国定教科書が改定された。ハタ、タコ、コマ読本はこの第二次の国定尋常小学読本である。

新学期が四月から始まり、年間三学期制になつたのは、明治三四年からであつた。

《明治四一年度学級別児童数》

学級別	第一尋常高等小学校		第二尋常高等小学校		学級別	第一尋常高等小学校		第二尋常高等小学校	
	男子	女子	男子	女子		男子	女子	男子	女子
第一学級	三七	七	四〇	四〇	第七学級	四三	一	四六	三八
二	二二	一一	二七	三八			四五	三〇	三九
三	二六	一七	四〇	四〇			二九	一一	
四	二五	四二	二四	二八			二七	一六	
五	三一	三六	二六	一三	計	二二三	一九四	三三五	二七七
六	四〇	三六	三六	一四					

※学齢児童数 男子 三〇六 名 女子 二九九 名 男子 四一五 名 女子 四二〇 名

大正期の教育

経済上に受けた影響は甚大なものがあつた。

明治時代の教育は制度上の改革が何度も行われ、教育の内容や方法についても幾度遷したが、大正期になつてようやく安定し、その内容も充実に上るようになった。

大正三年七月に第一次世界大戦が勃発し、大正七年までの五年の大戦により、わが国も思想上、政治上、

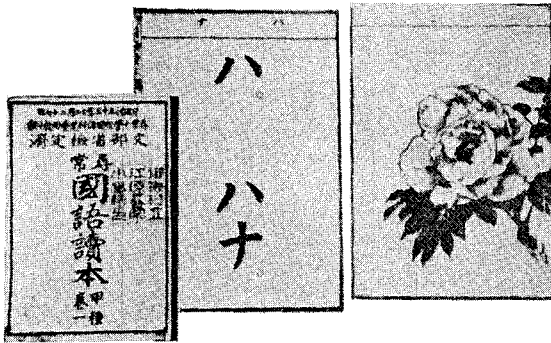


図2-96 古い教科書

教育の面では、大正デモクラシー、民主主義を基調にした自由教育、

創造教育、全人教育など児童中心の多彩な教育思潮が起り、とくに第一次世界大戦が科学戦といわれたほど、飛行機、戦車、潜水艦、毒ガス等の科学兵器が用いられたことが刺激となつて、科学の進歩発展をめざす理科教育が推進されるようになった。

また、教育勅語が教育の指導精神となつて、愛国的な国家思想の普及、公民教育の育成も政府は強調した。

また一方、智育偏重の弊害をとり除くためと、精神修養のために体育が奨励され、肋木が各学校の校庭に設備され、跳箱や平均台などの体育器具が使われるようになった。

当時の児童は、かすりの着物に前掛をつけ、布のカバンを肩から掛けるか、または風呂敷に用具を包み腰に結びつけ、ワラ草履をはいて通学した。しかし三大節の式典（四方拝、紀元節、天長節）には袴をつけ下

駄をはいて式典に参列した。

大正七年に第三次の国定教科書改定が行われた。改定教科書の内容には、大正期の児童本位、自由、個性を重んじた点が見られる。ハナ、ハト、マメ、マスの尋常小学国語読本はこの改定による教科書である。

第一次世界大戦後のわが国の経済は一転して不況となり、社会不安は関東大震災（大正一二年）によりさらに増大した。大正一二年「国民精神作興に関する詔書」が發布され、軍事教練の強化、学生運動取締りなどがおし進められた。

大正一三年に郡役所が廃止され、郡視字は県視字に変わった。郡内では学校を指定した教育講習会が実施され、さらに成績を評価するための郡統一考査も行われるようになり、各学校における教授法の研究も盛んとなり、実質的な教育の進展を見た。

なお、大口村の各小学校を卒業し、中学校に進学するものは多くは名古屋に出たが、大正八年に一宮に、同一四年に小牧に中学校が開校され、同一五年には古知野に滝実業学校が創立されてからは、追々とこれらの学校に入学する者が多くなった。また、女子は犬山高等女学校（大正二年設立）丹羽高等女学校（大正一〇年設立）に入学する者が年とともに多くなった。

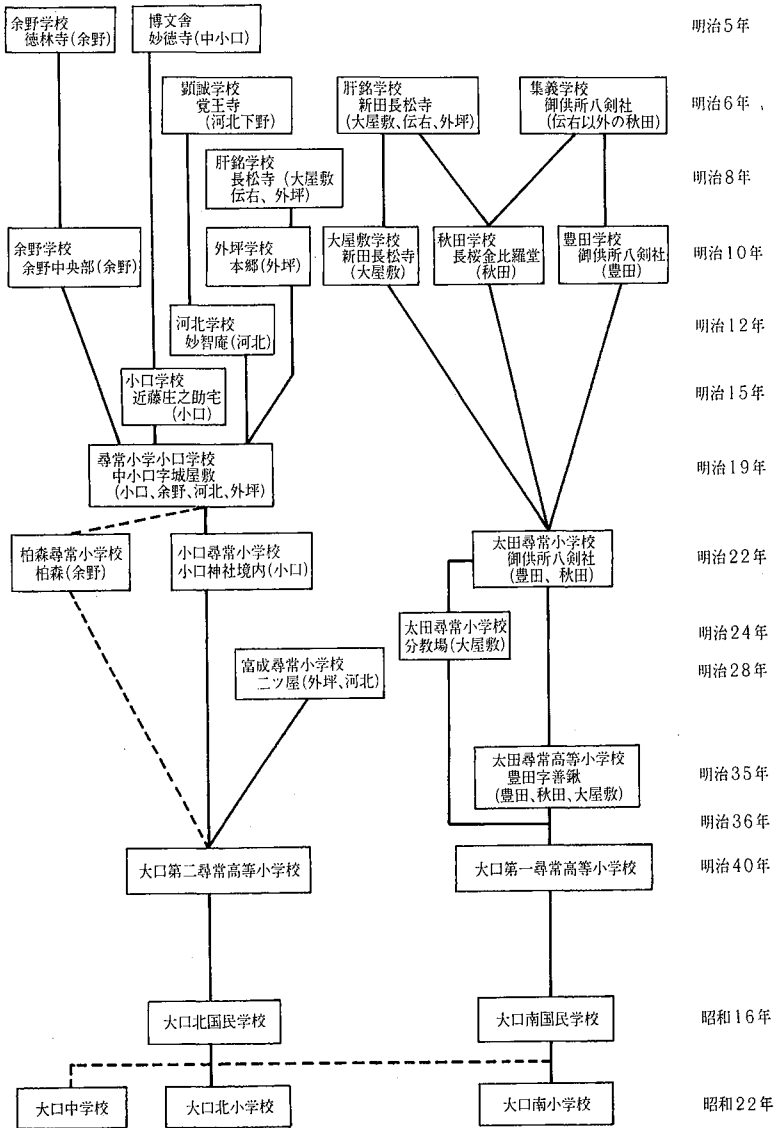


図2-97 学校の沿革

(一) 大口第一尋常高等小學校

一、位置 大口村大字豊田字善畝

一、創立 明治四〇年五月一日

一、沿革 太田尋常高等小學校をそのまま繼承して改稱したものである。明治四〇年併合の實施せられた町村では、兒童の通學區域が變更せられた學校が多いのに、本校のごときは稀な例である。

明治五年學制頒布後御供所八劔社東隣の地に集義學校が設立され、いまの豊田の全部と秋田の大部（傳右工門新田以外の部落）の子弟を收容し、大屋敷新田長松寺内に肝銘學校を設けて、大屋敷全部、傳右工門新田、外坪の子弟を教育した。

明治九年秋田、豊田、大屋敷の三村が制定せられ、各村に學校を設立した。すなわち秋田學校は長櫻金比羅堂に新設され、豊田學校は集義學校を、大屋敷學校は肝銘學校をそれぞれ改稱して同じ位置に設置せられ各村内の兒童を教育した。

こうして明治二二年太田村が設立されるまでこの形勢で教育が續けられたが、とくに大屋敷學校は一時長松寺より通稱お天神といふ本郷東方の地に移ったこともあったが、明治一七年倒壊したので再び長松寺へ戻った。

その當時の職員を調べてみると。

豊田學校 花橋辛一（河北書家） 江崎又七（小牧） 小川吉太郎（岩倉） 荻野又平（千秋） 服部、不破

大屋敷學校 高野 英（熊本縣人） 杉本某、松本敏行、加藤壽三郎、野田正昇、丹羽祐一、前田艶逸、能澤某、

駒田善一

秋田學校 小川吉太郎、鈴木徳三郎

明治三二年三村合併して太田村が設置され、同時に太田尋常小學校設置されることとなり、舊豊田學校に三大字の兒童を收容することに決定したが、通學距離の關係上紛争を生じた。

明治二四年濃尾震災に當り校舎が倒壊したので、ついにすべてを水解して豊田學校の舊敷地に校舎を新築して完全に

合併が實行された。校舎の關係上當分大屋敷學校を太田尋常小學校分教場とした。

明治三五年新たに豊田字善畝に敷地を選定し、當時としては堂々たる校舎を新築して移轉した。愛知縣から設備優良の故をもつて表彰を受けたのは當時のことである。

全年六月高等科を併置し太田尋常高等小學校と改稱した。一時高等科は大屋敷分教場に收容したが、明治三六年四月二八日大屋敷分教場を廢して完全に善畝の新校舎

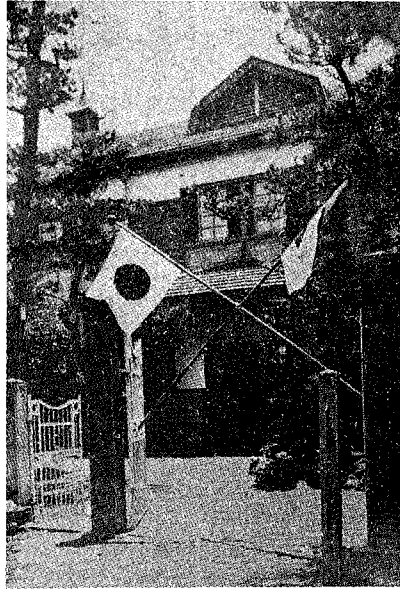


図2-98 第一尋常小學校校舎

に全兒童を收容した。

明治三九年一〇月町村の合併實施され、太田小口富成の三村及び柏森の一部をあわせ大口村が設けられた。ここにおいて太田尋常小學校の組織をそのまま大口第一尋常高等小學校と變更し爾來今日に至った。

本校重要記事

- 一、明治三六年太田村大字豊田字善嶽に校地を設定し、桁行三十一間梁間四間三尺、児童昇降口二か所の校舎を新築した。教室六、宿直室一、教員室一、應接室一、を備えた。校地北部用水に接し更に裁縫教室一棟（炊事室を備える）便所二棟を建築する。校地面積七百十七坪。これを太田尋常高等小學校と稱した。
- 一、明治四〇年五月一日太田尋常高等小學校を大口第一尋常高等小學校と改稱す。通學區域（秋田、豊田、大屋敷）職員児童等何等變化なし。
- 一、明治四二年四月校舎狹隘につきさらに五十二坪の地を借り入れ桁行十間梁間四間三尺の教室一棟を増築し全年一月三日天長節の佳辰を以て竣工式を舉行した。
- 一、明治四四年四月運動場狹隘のため三百二十九坪を借り入れた。
- 一、明治四四年八月校舎狹隘のため桁行十六間梁間五間の教室一棟を増築した。
- 一、右校舎は全年一二月竣工したが大正元年九月二三日當地方未曾有の大暴風雨のため崩壊したから、大正二年四月復舊工事をした。
- 一、大正七年八月用水に面し物置一棟を新築した。坪數七坪五合。此内譯農具室一坪五合、物置三坪、薪炭室三坪
- 一、大正八年一月三一日校舎狹隘のため東方に三教室昇降口一ヶ所の一棟を増築した。坪數八十二坪五合
- 一、大正一三年八月二八日皇太子殿下御成婚式奉祝記念事業として、西門西側に木骨コンクリートの奉安殿を建築した費用は校下一同の寄附による。
- 一、大正一三年一二月一四日自轉車置場一棟（四坪五合）を建築した。

一、大正一四年四月校地校舎の擴張に着手す。四月一三日地鎮祭を舉行し南方に向つて校地の大擴張をなし、校下村民の勞力奉仕によりて東奈良子北側の社本耕平所有地より土砂を運搬し埋立工事をした。

七月一日校村南端に新築校舎の工事に着手し、同年一二月一九日落成した。

教室三、坪數九十三坪五合 附屬建物(便所)六坪

一、大正一五年四月一〇日、明治四四年建築の校舎を新校舎の北側に併列の位置に移轉し、さらに四月一四日、大正八年建築の校舎をその北側に移轉す。九月六日移轉新築に關する附帶諸工事を完了した。

一、昭和三年八月舊炊事場を取除き改築擴張をした。坪數五坪、

一、昭和三年一二月御大典記念行事として資金二千三百圓の寄附を受けグラウンドピアノを設備した。同時に校旗を造る

一、昭和四年五月校地北端用水沿ひの石垣の修理をなし、五十間の板堀を建造す。同年一〇月中に校地西側のトタン塀を造る。

一、昭和六年三月京都在任の賀幡圓心より資金の寄附を受け同年六月五日正門に鉄扉を建造した。

一、昭和六年一二月大森甚太郎、原しげの兩氏より寄附を受け西通門に石柱及鐵扉を建造した。

一、昭和七年三月卒業生の寄附により正門及玄關間に馬車廻しの岩組を造る。

一、昭和八年二月一日大字豊田社本朝正兄弟より、奉安殿建築資金の寄附申出であり。同時に校下村民より野田村長の壽像建立の議起る。三月一四日より村民の奉仕によつて、敷地の埋立に着手し多數の樹木の寄附を受け、着工事を進め五月一七日竣工式並に除幕式を舉行した。

一、昭和八年二月三日社本朝正の寄附により奉安殿竣工記念として、渡邊陸軍大将の筆蹟による忠魂碑を建立した。

愛知縣丹羽郡大田村明治三一年度歲入出決算表

歲入

科 目	前年度豫算額	本年度豫算額	附 記
第一款 雜 收 入	九〇〇〇〇	九七三〇〇	生徒二百五十人平均一人二付月額二錢
一、小學校授業料	九〇〇〇〇	九〇〇〇〇	
二、不用品賣拂代		七三〇〇	
第二款 前年度繰越金	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	
第三款 國庫交付金	二二四〇〇	六一〇〇〇	
第四款 縣稅交付金	一三〇〇〇	二二八〇〇	
第五款 村 稅	一、二七五八八九	一、一七七二〇〇	
一、地 價 割	五七一 一五九	七七九 二〇五	
二、國稅營業割	三〇〇〇〇	一二二六〇	
三、縣稅營業割	二三〇〇〇	一三〇〇〇	
四、戶 別 割	二四四 七八三	二五九 七三五	
五、所 得 割	二八〇〇	三〇〇〇	
六、反 別 割	四三二 一五六	一〇〇〇〇〇	
合 計	一、四八一 一三八	一、四〇三 四〇四	

歲出(經常費)

科 目	前年度豫算額	本年度豫算額	附 記
第一款 役 場 費	四〇五〇〇〇	四四四 五〇〇	附 記
第二款 會 議 費	二〇三〇〇	二〇五〇〇	

明治三二年四月八日提出

第三款	教育費	三九九〇〇〇	四二三七〇〇	
第一項	給料	三三五〇〇〇	三四九〇〇〇	
一、職員	給料	三三四〇〇〇	三四八〇〇〇	訓練俸十円入履教員八円入助役西円入全丙卒銭
二、使丁	給料	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	臨時使丁給料
第二項	雜給	一四〇〇〇	一九七〇〇	
一、賞與	費	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	生徒二百五十人賞品代
二、慰勞	金	三五〇〇	三五〇〇	職員慰勞金
三、教員恩給	基金	一二〇〇	一二〇〇	
第三項	需要品	四五〇〇〇	四五〇〇〇	
一、備品	費	一五〇〇〇	一五〇〇〇	
二、消耗	品費	二〇〇〇〇	三〇〇〇〇	
第四項	常時修繕費	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	
第四款	衛生費	二三〇〇〇	三三〇〇〇	
第五款	救助費	一四〇〇〇	四〇〇〇	
第六款	勸業費	三七〇〇〇	三七〇〇〇	
第七款	諸税及負擔	五七九八三八	三〇九八三五	内八九円八三五布袋町外十ヶ町村組合學校費負擔
第八款	雜支出	一〇〇	一〇〇	
第九款	豫備費	一九八〇〇	二九八六九	
合計		一、四八一四三八	一、四〇三三四〇四	

太田村長代理助役

古池 太兵衛

第1節 明治・大正時代

学級編成並に在籍児童数

年次	學級		計數	児童		計數
	尋常科	高等科		尋常科	高等科	
明治三十五年度 (太田尋常高等小學校創立)	本校四 分教場二	(四年制)二	八	二四八	七一	三一九
明治四〇年度	(四年制)六	(四年制)三	九	二二二	一一七	三三九
明治四一年度	(四年制)六	(四年制)三	九	三〇九	一一三	四二二
明治四二年度	(四年制)八	(四年制)一	九	四一九	四九	四六八
明治四三年度	八	一	九	四三二	四二	四七四
明治四四年度	九	一	一〇	四三五	四二	四七七
明治四五年度	九	一	一〇	四五四	三八	四九二
大正二年度	九	一	一〇	四五九	四五	五〇四
大正三年度	九	一	一〇	四五〇	五〇	五〇〇
大正四年度	八	一	九	四二九	五〇	四七九
大正五年度	九	一	一〇	四三七	四九	四八六
大正六年度	九	一	一〇	四四五	六三	五〇八

昭和八年年度	昭和七年年度	昭和六年年度	昭和五年年度	昭和四年年度	昭和三年年度	昭和二年年度	大正一五年度	大正一四年度	大正一三年度	大正一二年度	大正一一年度	大正一〇年度	大正九年度	大正八年度	大正七年度
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一〇	九	九
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一二	一一	一一
四三六	四二六	四四三	四四六	四五八	四六一	四六七	四七〇	四六〇	四六五	四八八	四九一	四八六	四九七	四七七	四六二
九三	九三	八二	八四	八九	九〇	八三	七五	八四	七六	七六	六七	五八	六二	六七	七四
五一九	五一八	五二五	五三〇	五四七	五五一	五五〇	五四五	五四四	五四一	五六四	五五八	五四四	五五九	五四四	五三六

(二) 大口第二尋常高等小學校

一、位置 大口村大字小口字城屋敷

一、創立 明治四〇年五月一日

一、沿革 本校は小口尋常小學校柏森尋常小學校富成尋常小學校の廢合によりて創立したものである。小口尋常小學校は明治五年に創立され、小口村における子弟若干を集めて妙徳寺に於て授業を開始した。しかし學校というは名のみで、寺小屋ともいべきものであった。同五年學制頒布あり。同一五年近藤庄之助本宅にうつり同一九年に至り尋常小學小口學校と改稱し、小口、余野、河北、外坪をもつて聯區とした。しかし河北、外坪の生徒は分校に通學し、この校には小口、余野の生徒のみ通學したものである。明治二〇年城屋敷に新築して小口尋常小學校と校名を改めた。富成尋常小學校は明治二八年小口尋常小學校の聯區であつた河北、外坪合同して二ツ屋に開校したものであり、余野區は明治二二年小口尋常小學校より分離して、柏森尋常小學校に合したものである。明治四〇年五月一日にいたり明治一九年開校の小口尋常小學校聯區の小口、余野、河北、外坪の四區は複又合同して、大口第二尋常高等小學校を城屋敷に開校し現在に至るものである。

舊小口村（本校沿革史による）

一、明治五年學制頒布により中小口組に小學校博舎を創設した。妙徳寺本堂を校舎に假用し、同寺住職尾關亮堂校長となる。

一、本村中小口近藤庄之助氏の本宅を購入して校舎に充用した。（明治一五年）

一、明治二二年本村中小口組字城屋敷、小口神社の附近に校舎を建築して移轉した。（舊河北仙田屋倉庫の改造）尾

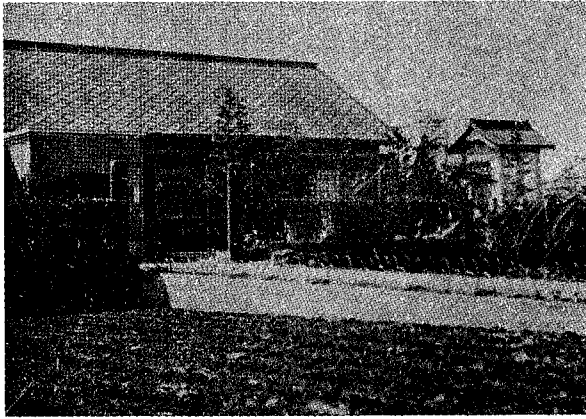


図2—99 第二尋常高等小学校校舎

藤昌章が校長となる。明治四〇年まで勤続。高等科は最初犬山町に布袋町に後柏森高等小學校の組合に加入した。

舊 外 坪 村

一、明治八年大屋敷村と組合して肝銘學校を創設して、長松寺を校舎に假用した。

一、明治一〇年本村字本郷に外坪學校を建てた。

一、明治一九年小口、河北、余野及本村との組合で尋常小學小口學校を建てたが生徒は外坪分校（本郷今の青年會場）で明治二七年迄教育した。

一、明治二二年河北村と合併して富成村となった。

一、明治二八年富成村二ツ屋に校舎を新築し、明治四〇年に至り、高等科は最初布袋に柏森に最後は羽黒高等小學校（明治二七年五月組合、明治四二年三月分離）の組合に加入した。

一 舊 河 北 村

一、明治六年河北、下野兩村聯合して顕誠學校を創立し、覺王寺を校舎に假用した。翌七年遠隔であるため本村妙智庵に顕誠學校分校を建設した。

一、明治一九年小口、余野、外坪及本村の四ヶ村組合して小口村中小口字城屋敷に尋常小學小口學校を創立したが、生徒は依然河北分校

(妙智庵)に通學した。

一、明治二二年外坪村と合併して富成村となった。

一、明治二八年富成村二ツ屋に學校を新築した。明治四〇年に至り高等科は最初犬山町に、のちに羽黒高等小學校(明治二七年五月組合、明治四二年三月分離)の組合に加入した。

舊 余 野 村

一、明治五年學制頒布により學校を建設して、徳林寺を校舎に假用した。

一、明治一〇年本村の中央部に校舎を新築移轉した。

一、明治一九年小口村と組合して尋常小學校に通學した。

一、明治二二年八月柏森村に合併して柏森村となると、明治一〇年建設の校舎を大字柏森に移轉し以て明治四〇年に至り高等科は布袋町に犬山町に組合し後に柏森高等小學校に通學した。

本校の重要記事

一、明治四〇年五月一日本校を開校し、兒童の集合したものは旧小口尋常小學校及富成尋常小學校および柏森尋常小學校の余野部である。

勿論校舎がないから旧小口尋常小學校及舊小口村役場廳舎を假校舎として、大字小口及余野の尋常科兒童と高等科一學年兒童とを收容し、旧富成尋常小學校には大字外坪および河北の尋常科兒童を收容した。

高等科第二、三、四學年兒童は柏森高等小學校及羽黒高等小學校に委托した。なお兒童收容上支障があり大字小口下組白山神社附近の民家を借りて尋常科第三學年の一部を收容した。學校長として旧小口尋常小學校訓導伊藤

幸次郎就任し、そのほかは多く旧小口、富成、柏森學校より補任した。

校舎は不完全運動場は狹隘器械器具は種々雑多で教授上訓育上の困難は想像の外であった。

一、校舎敷地としてすでに大字小口字中組城屋敷の地が指定されて居り、校舎の建設は焦眉の急なるも旧富成の分離問題そのほかのため、村會の決議は成立しなかつた。

一、明治四一年三月尋常科第一回卒業生を出した。

一、明治四一年四月委託せる尋常科兒童を收容した。假校舎の狹隘その極に達し、尋常科第一學年に二部教授制を採用した。校舎一棟新築の決議が成立した。

一、同一〇月新校舎一棟竣工移轉した。よつて二部教授の廢止と富成假校舎の閉鎖を執行した。

一、明治四二年一〇月新築校舎一棟成功した。豫定の建築ができ、同一一月三日天長節の佳晨をもつて成功式を舉行した。學校通學區域内の村民は悉く參堂祝意を表し、撒餅相撲獅子軍樂隊等の寄附があり、知事代理として縣視學の參列ありて終日非常に雜沓した。

一、明治四三年四月一九日設備整頓され兩陛下御眞影を拜戴し即日拜戴式を舉行した。

一、大正一二年七月二三日夜九時半頃宿直室並物置部屋より失火し全棟のみを全焼したよつて新宿直室は同二五日着工一二月三日竣工した。

一、大正一五年六月五日校地二百四十七坪を借入れ運動場を擴張した。

一、大正一五年七月三〇日物置（運動器具）一棟建築した。

一、昭和四年七月二二日北校舎一棟、奉安殿一棟を建築した。内奉安殿は御大典記念として一般の寄附によつてでき

同時に御大典記念として成功者横濱市酒井定一始め多數の特志者の寄附を得てピアノを設備した。新校舍敷地一反八畝十三歩

- 一、昭和八年四月二十九日水野住五郎の寄附により奉安殿前の扉を設けた。
- 一、昭和八年一〇月三〇日萩島出身田山地正三九の寄附によりサイレンを備付けた。
- 一、昭和八年一月三日余野出身吉田國弘の寄附により國旗掲揚塔を設置した。

表2-45 丹羽郡大口村教育費予算表

年次	給料	職員旅費	慰勞金	賞與品費	備品費	消耗器費	學校醫手當	校舍修繕
明治四〇年	二、三七六〇〇〇	二五〇〇〇	一〇〇〇〇	二九四〇〇	一五〇〇〇	一三〇〇〇	三三〇〇	四〇〇〇
大正元年	四、九〇二〇〇	三〇〇〇〇	五〇〇〇	六〇〇〇	三五〇〇	三〇〇〇	三三〇〇	一〇〇〇
大正六年	五、四〇〇〇〇	六五〇〇〇	五〇〇〇	八〇〇〇	四六〇〇	三五〇〇	四七〇〇	一、六三八〇
大正一二年	一八、二〇四〇〇	一五〇〇〇	五四〇〇	一五〇〇〇	一、一〇〇〇	七〇〇〇	一一〇〇〇	三五〇〇
昭和二年	二二、一五二〇〇	一八〇〇〇	八六四〇〇	二五〇〇〇	三、〇〇〇	二、二〇〇	一三〇〇〇	五五〇〇
昭和七年	二二、九八八〇〇	一五〇〇〇	二〇〇〇〇	二五〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	一三〇〇〇	四〇〇〇

表2-146 學級編成並に在籍兒童數表

年次	學級數		兒童數		年次	學級數		兒童數	
	尋常科	高等科	尋常科	高等科		尋常科	高等科	尋常科	高等科
明治四〇年度	六	一	四三四	五四	大正九年度	一一二	二	六六二	七八
明治四一年度	九	一	五一二	八六	大正一〇年度	一一二	二	六五六	九六
明治四二年度	一一	一	六〇七	五六	大正一一年度	一一二	二	六五一	九九
明治四三年度	一二	一	六六一	四六	大正一二年度	一一二	二	六八二	九〇
明治四四年度	一二	一	六三五	五四	大正一三年度	一一三	二	六六五	一〇一
明治四五年度	一三	一	六五六	七四	大正一四年度	一一二	三	六六八	一一九
大正二年度	一三	一	六七三	五四	大正一五年度	一一三	二	六六一	一一九
大正三年度	一三	一	六四一	六三	昭和一六年度	一一三	二	六七九	一〇七
大正四年度	一三	一	五八八	五七	昭和一七年度	一一三	二	六七八	一〇七
大正五年度	一三	一	六一三	五四	昭和一八年度	一一五	二	六五九	一二五
大正六年度	一三	一	六一六	六八	昭和一九年度	一一五	二	六七九	一一一
大正七年度	一二	二	六三四	八一	昭和二〇年度	一一五	二	六八八	九八
大正八年度	一二	二	六四九	七八	昭和二一年度	一一五	二	六七八	七九〇
					昭和二二年度	一一五	二	六七八	七八〇
					昭和二三年度	一一五	二	六七八	七八〇
					昭和二四年度	一一五	二	六七八	七八〇
					昭和二五年度	一一五	二	六七八	七八〇
					昭和二六年度	一一五	二	六七八	七八〇
					昭和二七年度	一一五	二	六七八	七八〇
					昭和二八年度	一一五	二	六七八	七八〇
					昭和二九年度	一一五	二	六七八	七八〇
					昭和三〇年度	一一五	二	六七八	七八〇

(三) 實業補習學校

明治二六年文部省令で實業學校規程および二七年徒弟學校規程が定められて、これが設立を奨励せられ、日露戰役後は創立を見たが、本郡においてはまだ一校の開設をも見るに至らなかった。

本村においても、從來の若衆と唱える時代の青年には修養に關する施設が少なく、風紀上改善を要すること多く、明治三〇年前後において地方先覺者、學校教員、神職、僧侶等の盡力指導によつて、各部落で青年の續書、珠算、談話等の會を催して修養に努めて來た。明治四三年頃大字單位の青年會が設立されるとともに、青年夜學會が設けられ、最初は學科過程等も一定せず、教授者も諸方面から特志者で其の程度も一樣でなく、頗る不規則であり、これに充つる經費も定つたものもなく甚だ不完全なものであつた。ついで町村費の補助を受け、小學校に併置せられ、小學校長が會長となり訓導の教授を受ける様になつて一段の向上を見るに至つた。

大口村立大口第一、第二農業補習學校として大正八年一月九日認可され、大口第一、第二尋常高等小學校に附設された。教授期節は毎年一〇月から翌年三月迄の六か月、教授時間は毎週三夜毎夜二時間で、入學程度は尋常小學校卒業もしくはこれと同等以上の學力ある者に入學を許した。學科目は修身、國語、數學、農業の四科目で、修業年限は尋常小學校卒業生は五か年、高等小學校卒業生は三か年とし、小學校長は補習學校長を兼任し、訓導中から兼任訓導を選任して授業をした。

大正一一年三月文部省では實業補習教育の内容改善を圖るため、學科課程を定め、小學校と併設されることを各地方長官に通牒して來たところから、大正一三年三月本縣においても、實業補習學校施設標準を發せられ、これによつて學則を變更し、前期後期に分ち、尋常科卒業生を前期第一學年に、高等科卒業生を後期第一學年に入學せしめ、修

業年限を前期二か年、後期三か年とした。學則變更とともにその名稱より大口村立の文字を削除した。學科は前期においては小學校教育の學力補習を目的とし、後期においては公民的訓練を主とするともに實業科目を重視して學科目も公民科を教授することとなった。従つて教師の數も増し一般家庭の理解と後援とを得、内容の充實とともに生徒の出席、學習狀態も著しく向上してきた。

大正一五年一月青年訓練所の創設により、學則の一部を變更し、新に地理、歴史、理科の學科目を増加した。

表2-47 農業補習學校生徒數の推移

(大口村誌より)

年 度	生 徒 數	
	第一農業補習學校	第二農業補習學校
大正 八年度	一一三名	一一六名
〃 九年度	一一〇名	一四三名
〃 一〇年度	九一名	一一八名
〃 一二年度	五八名	七五名
〃 一四年度	五二名	七四名
昭和 二年度	八六名	八九名
〃 四年度	八三名	七四名
〃 六年度	七三名	七六名

大口第一、第二、農業補習学校学則

第一条 本校ハ農業補習学校規程第一条ノ本旨ニ基キ農事ニ従事スル者ニ対シ農業ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ国民生活ニ須要ナル教育ヲナスヲ以テ目的トス

第二条 本校ハ大口第一(第二)農業補習学校ト称シ大口第一(第二)尋常高等小学校ニ併置ス

第三条 本校ノ修業年限ハ前期ニケ年後期ニケ年トシ別ニ研究科ヲ置ク

第四条 学年ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ了ル之ヲ別チテ左ノ三学期トス

第一期 自四月一日至八月三十一日

第二期 自九月一日至十二月三十一日

第三期 自翌年一月一日至三月三十一日

第五条 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、祝日 大祭日 二、日曜日 三、冬季休業自十二月二十五日至翌年一月七日 四、学年末休業自三月二十五日至三

月三十一日 五、農業休業自五月一日至九月三十日

第六条 本校一学年間教授時数ハ前期学年二百時以上後期学年百九十七時以上トス

第七条 学科課程及毎週教授時数左ノ如シ

農 業	理 科	歴 史	地 理	数 学	国 語	修身公民	前 期		後 期	
							一 年	二 年	一 年	二 年
作物・蔬菜・病 虫害				整・小・分数・ 比例・歩合算	普通文ノ講読作文	道德ノ要旨	教 程	時	同 上	同 上
二				四	三	一	教 程	時	同 上	同 上
同 上				同 上	同 上	同 上	教 程	時	同 上	同 上
二				四	三	一	教 程	時	同 上	同 上
家畜・土壤・肥 料・農具	自然科学・衛生	日本史及東洋史	日本及支那滿州	同上及代数幾何	同 上	修身公民及公民 心得	教 程	時	同 上	同 上
三、五	〇、五	〇、五	〇、五	三	二	一	教 程	時	同 上	同 上
養蚕・果樹	応用物理・化学	西 洋 史	世界地理	同 上	同 上	同 上	教 程	時	同 上	同 上
三、五	〇、五	〇、五	〇、五	二	二	一	教 程	時	同 上	同 上
經濟・法規・ 農製	同 上	近世日本史	国勢ト世界	同 上	同 上	同 上	教 程	時	同 上	同 上
三、五	〇、五	〇、五	〇、五	二	二	一	教 程	時	同 上	同 上

第八条

本校ノ教授日ハ毎週四夜トシ別ニ一年ヲ通シテ毎月二回昼間召集ヲナシ実習ヲ課スルモノトス

第九条

本校ノ前期ニ入学スルコトヲ得ルモノハ、尋常小学校卒業者又ハ之ニ準スヘキモノトシ、後期ニ入学スルコトヲ得ルモノハ、前期ノ課程ヲ卒ヘタルモノ及ヒ高等小学校卒業者又ハ之ニ準スヘキモノトシ、研究科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ、後期卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノトスル

第十条

入学ハ四月トシ時宜ニ依リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十一条

退学セントスル者ハ其事由ヲ具シ学校長ニ願出ツヘシ

第三條 學校長ハ品行不良ニシテ改悛ノ見込ナキモノニ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 学年ノ終リニ於テ平素ノ成績ヲ考查シテ各学年ノ課程ヲ修了及全科ノ卒業ヲ認定ス

第五條 卒業者ニハ左ノ書式ニ依リ卒業証書ヲ授与ス

卒業証書	
校印	氏名
年 月 日	生年月日
右者補習学校ノ課程ヲ卒業セシコトヲ証ス	
愛知県丹羽郡大口第一・第二農業補習学校校長氏名	
校長印	

第五條 研究生ニ対シテハ生徒ノ志望ニ依リ後期科目中一科目若クハ教科目ニ付学習セシムルモノトス

第六條 授業料ハ之ヲ徴収セス

第七條 生徒心得其他ノ細目ハ別ニ学校長之ヲ定ム

青年訓練所

実業補習学校は、地域に密着した地味な活動を続けていた中で、勤労青年に職業教育と公民教育のほかにもう一つの要請が加えられた。それは軍事教育であり、その機関が青年訓練所であった。これは、大

正末期の軍縮にとまなう国防能力の低下を、入営前の青年に軍事教育を行うことによって防止しようとしたもので、大正一五年四月の青年訓練所令によって設立された。十六才から二十才までの四年間の教育内容が、修身、公民科、普

通科、職業科をあわせて四百時間、それに新たに加えた教練が四百時間となり、軍事教育の比重をうかがうことができる。青年訓練所は実業補習学校の上位におかれたが、教授内容の重複も多く、また、経済的な理由もあつて、両者の二重制度の繁雑さをさけるため青年訓練所充当実業補習学校が認められた。当初は所内の訓練が多かつたが、しだいに外部に進出し、各地で分列行進や演習がくり返され、年々大規模になつていった。

本村においても、国、県の方針に基づいて大口第一第二農業補習学校に青年訓練所を併置し、同年七月一日に開所した。

大口第一・第二青年訓練所規則は次の通りであつた。

大口第一・第二青年訓練所規則

第一章 目的、名称及訓練期間

- 第一条 本訓練所ハ青年訓練所令ニ依リ青年ノ心身ヲ鍛錬シテ国民タルノ資質ヲ向セシムルヲ以テ目的トス
- 第二条 本訓練所ハ愛知県丹羽郡大口第一・第二青年訓練所ト称シ、大口第一・第二農業補習学校に併置ス
- 第三条 訓練期間ハ四ヶ年トス

第二章 訓練項目、時数及訓練季節

- 第四条 訓練項目ハ修身及公民科、教練、普通学科、職業科トス
- 第五条 訓練時数ハ四ヶ年ヲ通シテ修身及公民科百時、教練四百時、普通学科二百時、職業科百時ヲ下ラザルモノトス
- 第六条 訓練項目ノ課程左ノ如シ(略)
- 第七条 現ニ学校ニ在学スル者若クハ相当ノ学力アリト認メラレタル者ハ特別の事由アル者ニ対シテハ青年訓練所細則第十一条第十二

第十三条第十四条ノ規程ニヨリ一部ノ訓練項目ヲ課セサルコトアルヘシ

第八条 本訓練所ノ毎年ノ訓練ハ四月ニ始マリ翌年三月ニ終ル

第九条 訓練季節、訓練日及訓練始終ノ時刻凡ソ左ノ如シ、但シ天候ソノ他ノ都合ニ依リ変更スルコトアルヘシ(略)

第三章 入所、退所、修了及費用

第十条 本訓練所ノ入所期ハ毎年四月トス、但シ已ムラ得サル事情アルト認メタル者ハ中途之ヲ入所セシムルコトアルヘシ

第十一条 本訓練所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ其ノ年三月三十一日ニ於テ十六才以上十七才未滿ノ者トス、但シ已ムラ得ザル事情アリト

認メタル者ハ十七才以上ニシテ入所セシムルコトアルヘシ

第十二条 本訓練所ニ入所セントスル者ハ義務教育修了後ノ學歷ヲ摘記シタル履歷書ヲ添へ入所願書を差出スヘシ

一、氏名 二、生年月日 三、原籍 四、戸主トノ関係 五、現住所 六、職業 七、學歷

第十三条 本訓練所ニ入所シタル者ニハ所定ノ青年訓練手帳ヲ所持スシムル

第十四条 他ノ青年訓練所ヨリ転所シタル者ハ本訓練所ニ青年訓練手帳ヲ提示スヘシ

第十五条 本訓練所ヲ退所セムトスルトキハ其事由ヲ述へ且青年訓練手帳ヲ提出シテ出席時數其他必要事項ノ記入証明ヲ受クヘシ

第十六条 訓練ヲ受クル者ニシテ住所身分等ニ変更ヲ生シタルトキハ其都度届出ツヘシ

第十七条 所定ノ課程ヲ修了シタル者ハ左ノ様式ノ修了証ヲ授与ス

所印 第 号 修 了 証 氏 名 生年月日

右者本青年訓練所ノ課程ヲ修了シタルコトヲ証ス

年 月 日

愛知県丹羽郡大口第一、二青年訓練所主事

氏名

印

第六条 本訓練所ニ於テハ訓練ヲ受クル者ヨリ費用ヲ徴セス

第四章 賞 罰

第六条 本訓練所主事ハ必要ニ応シ訓練ヲ受クル者ニ対シテ賞罰ヲ加フルコトアルヘシ

その経過と

状 況

日清、日露戦争の後には、青年の活動が旺盛になつて青年会を組織した。その後、しだいに発達して、自治的活動期にはいつたが、第一次世界大戦後、ヨーロッパの各国は、青少年の訓練を重視し、ボーイスカウトの活動を奨励した。これに習つて、わが国でも、青年団活動に加えて、一般公民的訓練をするために青年訓練所を創設することになった。

大口町においても、大正一五年七月一日に開所式を行った。いずれも創設当時は困難をきわめるものであるがことに、この制度は一六才から二〇才の青年に対して訓練をするものであることから、青年団、補習学校、消防組等と重複し、加えて、青年の従事する業務や土地の状況が多種多様であることから、入所や出席の督励に困難をきわめた。なお、修了者に対しては、軍隊の在営年限を短縮するという恩典を与えられたので、軍隊の予備教育と誤解し、特に訓

練を必要とする病弱者や短身な青年は、入所しなくなってしまう。また、入所したとしても、徴兵検査の結果が甲種合格にならなかつた者は、出席しなくなるなど、多くの苦心と困難を思わせた。

大口村

わが国における青年団組織は、世界最初に作られたものであつて古い歴史をもっている。

青年団

この青年団は、昔は「若い衆」といつて、神事や余興などを受けもつていた。時代の流れとともに、村の世話をしたり、村のために献身的に公共活動をするようになった。

日清戦争や日露戦争のころには、出征者の送別会や農事の手伝い、留守家族の世話や遺族の慰安などにめざましい活動をした。しかし、一面において、心身ともに変動しやすい青年期に、修養に関する施設が少なく、その上、指導者に恵まれることなく、好ましくない風俗、習慣が生じる弊があつたためこれを改良する必要を生じた。青年の自覚と地方の先覚者や学校の教員などの尽力、指導によって、明治四〇年ごろには、組織を改めて、「青年会」と改称し、青年夜学を始めた。このようにして、学事の補習や精神修養、体育の向上や社会奉仕などに進歩向上の跡を残した。

大口町においては、大正四年三月一六日、当時の大口村長野田正昇、大口第一尋常小学校長伊藤幸次郎、大口第二尋常小学校長眞野悦次郎などの骨折りにより、従来の各区青年会を友会として、大口村青年会が生まれた。

大正九年、内務、外務両大臣は訓令を發して、青年団の振興を奨励し、青年の自治を大いに奨励した。ここ大口でも、会員の中から団長および役員を選出して、会名を改め、大口青年団とし、支部会を支部とした。

大正一二年には、丹羽郡連合青年団、大正一三年には愛知県連合青年団、つづいて大日本連合青年団も組織された。このようにして、青年団の活動が統制されるようになり、きわめて著しい進展をとげた。

本団の目的は、修身、齊家、自治共同、学力補習、体力増進、社会奉仕などであつて、この目的を達成するために、

毎年春秋二回の總會を開催して、名士の講演を聴いたり、力くらべや剣道、陸上競技などを行っていた。各支部においても、本団と互いに連絡をとり、その目的の徹底、事業の拡充に努力していた。

豊田支部

明治四三年ごろ、東奈良子青年会、西北組青年会、西奈良子矯風会が創立された。大正三年には、東組青年会、西組青年会が創立された。各青年会とも、青年相互の品性の向上と知識の増進に努力した。大正五年のはじめ、大口第一尋常高等小学校長伊藤幸次郎および東奈良子区長大森源次郎が發起人となり、各組有力者の協議談合によって、豊田全域を連合一団とし、大正五年一月八日、豊田青年支会を設立した。

大正一〇年二月自治制の大口村青年団が結成され、豊田支部を改称した。綱領として、修身、齊家、自治共同、忠君愛国、社会奉仕をあげ、毎日春期一回定期總會を開き、雄弁会、剣道、力くらべ、マラソン等を行った。規律嚴肅の精神を養うため、大正一五年より団服を制定し、衛生思想の普及に資するため、蚊取紙の原価販売をするともに生活改善、社会奉仕、体力増進などに努力した。

大屋敷支部

大屋敷支部は、従来本郷青年会が大御堂青年会、幼川青年会と各別に活動していたが、時の流れに順応して、三支会が協議統合され、大正八年には、大屋敷支会となった。

事業としては、土木事業の請負、夜学会、夜間作業、共同耕作、納税告知書の配布、記念貯金、講演会、茶話会、敬老会などを開催した。

大正一〇年二月大口村青年団ができることになって、支部と改称した。教育勅語、戊申詔書の聖旨と御令旨とを奉

戴して、青年の知徳の向上と心身の鍛練をし、風紀の振肅、自治的、犠牲的精神を養うことを目ざして、青年としての使命を重んじた。

秋田支部

秋田は、宗雲、長桜、替地、伝右、八佐に青年会が組織されていた。時代の要求に應えて、大正八年二月五日これらの小団を統合して、大口村青年団秋田支会を組織した。

事業としては、講話会、研究会、夜学会などを開いた。

大正一二年二月大口村青年団秋田支部と改称し、青年各自の修養と体育の向上、社会奉仕の事業などを行い、資質の向上に努めた。

河北支部

河北は、河北、仲沖、二津屋の各部落に青年会があつて、それぞれに運営していた。その後、時代の要求に應えて統合し、河北支部と称した。丹羽郡で立案された振興案に基づいて、大正一〇年二月に発会した。本会の会員は満二五才以下の団員をもって、会一切の事務を処理した。顧問には、地域の有力者、公職者を推戴して、支部の発展に資した。

中小口支部

世の進展にもなつて、青年会の必要を感じた有志の発起によつて、明治四三年に設立された。最初のころは、会員から興味をもって迎えられ、好成績を残した。その後しばらくして、一部の会員の中に惰気がはびこるに至つた。しかし、悪風の一掃と改善によつて、立派な支部に育つた。

会の主な事業は、道路、河川の修繕、敬老会、試作地の耕作、斬髮会などであった。

余野支部

明治四三年三月一〇日、小学校教育の効果を確実にするため、知徳の修養と身体の鍛練、実業の発達と勤儉貯蓄などの精神を養う目的で設立された。そのころは、余野青年会と呼んでいたが、大口村青年会の設立とともに、余野支部と改称された。

事業としては、共同作業、河川の修繕、敬老会、早起き会などを行っていた。その他、在郷軍人と密接な関係を保って、現役服務中は、家族の農事を手伝い、出征している家族の慰問や諸事の手伝いをした。

大正一〇年、大口村青年団が創立されたことで、支会を支部と改めた。

外坪支部

外坪は、巾、本郷、松山の三支会からなっていた。明治四三年二月、教育および実業の発達、風起の改良をする目的で設立された。各支会で諸事業を経営していた。

大口村青年団が創立されることになって、三支会協議の結果、統一ができて、外坪支部と改称された。

外坪支部は、在郷軍人と密接な関係にあり、現役服務中の家族に対し、農繁期には手伝いをした。その他社会奉仕や生活改善、体力増進など各自の修養と社会発展に努力した。

下小口支部

下小口には、昔は青年有志会というものがあつた。しかし、途中で中絶の様相を呈していた。大正四年三月に大口第二尋常小学校校長眞野悦次郎が尽力して、誕生をみるに至つた。その後、大正一四年に至り、大口村青年団が組織

されるにおよんで、山下支会（竹田）を合併して下小口支部と改称された。

大北支部

明治四三年二月上旬に、有志が集まって、青年会設立を議決し、村内の大賛成を得た。以来、若い衆を廃し青年会を設立するに至った。そして同月一三日に発会式をあげ、その後数多くの改革が加えられた。

事業としては、共同作業、名士の講演、善行者の表彰、視察などを行ってきた。

大正一二年、大口村青年団が組織されて、青年会を大北支部と改称した。

大口第一

男子青年団とともに発達するはずの女子青年団の進展は遅々としたものであった。しかし、時代の進運により発展した。ある時は、婦人会の一部とし、またある時は女子青年単独で設けられた修養の方面に向かつて活動をすすめた。

女子青年団

大正一二年、大口村南部処女会を設立した。翌一二年には丹羽郡連合処女会が設立されたので、この会に加盟した。

時が流れて、昭和四年一月には大口第一女子青年団と改称し、各大字に男子青年団と並べて各支部を設けた。

大口村北部

大口村北部においても、古くから処女会というものが設けられていたがその活動は低調なものであった。

女子青年団

大正一二年二月、丹羽郡連合処女会が設立され、その会に加盟するに至った。以来、だんだん活発に活

白梅会

動するようになった。

昭和三年四月二九日に日本女子青年の意気を高めるため、新しく規約を設け、名称も大口村女子青年団白梅会と唱え、盛大な発会式をあげた。ただちに愛知県連合女子青年団に加盟して、名実ともに充実した女子青年団に育った。

その後も会員の理解と努力によって進展し、その活動は盛大であった。

少年団 青年層の訓練と修養の高まりと相まって教養を身につけようとする声は上下の年令にまでのび、上は戸

及び少年 主会、主婦会となり、成人教育等の修養を図り、下は少年団の組織によつて訓練することとなった。

赤十字団 少年団の団員は、小学校在学中のものであるから、校外における児童の訓練ならびに学校教育を援助する意味の活動が主となっていた。

大口村では、学校が各字単位に通学団を組織するようにしていた。上小口、余野、外坪、河北などは、青年団が後援する形で設立されて、夜学会、学芸会、展覧会、遠足会、神社参拝および神社境内の清掃などを行った。紫の少年団旗のもとに、少年が自発的に、世の中のために活動する姿は目を見張るものがあった。

昭和六年一〇月、大口第二尋常高等小学校に少年赤十字設置指定を県より受けた。これは赤十字社の保護のもとに学校を単位として、組織されるものであることから、従来少年団とは趣は異なっていたが、少年団統制のためには好都合であった。

少年赤十字団の事業は、その精神のつとより、保健、奉公、博愛の三大標語を掲げ、学校教育の実際化に向かつて努力が重ねられた。